

起こるべくして起きた福島原発大事故

謝れ、償え なくせ原発・ 放射能汚染

元の生活を返せ
いわき市民訴訟原告団
伊東達也陳述書のあらまし



2020年3月
伊東 達也

(原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員、全国革新懇話会代表世話人)

訴訟では何を求めているのか

1

国と東電に法的責任があるとの判決

国と東電は、原発事故の原因は「想定外の津波」であって、法律上の責任はないと言いつ張っています。

これに対して「想定しようとしなかった」のが真実で、国には国家賠償法一条の「国の公権力を行使する公務員が故意又は過失によって他人に損害を与えた時は国が賠償する責任がある」(主旨)、東電には民法七〇九条の「故意又は過失によって他人の権利を侵害して生じた損害に対しては賠償する責任がある」(主旨)ことを認める判決を求めています。

2

県民の願いである四つの政策実現

勝利判決をもって次の政策実現を求めています。

- ① 全ての被災者、とりわけ子どもと高齢者の心身にわたる健康を維持するための長期的施策の確立。
- ② いわれなき偏見による差別、いじめや就職・結婚差別などを出さない、学校教育・社会教育の推進。
- ③ 福島県・いわき市の地域の破壊や変容がもたらした被害に対する長期的な支援等。
- ④ これらの施策をはじめ原発被災者らが求めてやまない切実な諸施策を推進する立法の実現。

目次 Contents

01 いわき市民訴訟のあらまし(2019年5月8日更新弁論)

06 i. 私の経歴

08 ii. 40年前から国・東電等への申し入れと提案を続けてきた

12 iii. 東電と国の責任を基礎づける重要な事実(原因論にかかわって)

- 12 1) 1989年 3.11前に起こった最大の事故、第二原発3号機事故
—国は東電に何の処分もしなかった
- 13 2) 1992年 国が過酷事故は起こりえないという重大な文書を出した
—とんでもない安全神話が過酷事故を招いた
- 14 3) 1996年 原発立地三県知事が国に申し入れ
—住民運動の主張と通底するものがあった
- 16 4) 2002年 その1. 福島県が国の原発政策の見直しを求める
—ここでも住民運動の訴えと通底
- 18 5) 2002年 その2. 東電の大規模な事故隠し発覚
—福島県政の指摘、住民運動の訴えと一致
- 20 6) 2005年 福島原発がチリ津波級にも耐えられないことを指摘
—東電・国は今回発生の過酷事故の予兆を無視
- 21 7) 2007年 新潟県中越沖地震発生、地震で原発が初めて被災
—国はあべこべに「耐えられた」と安全神話を振りまく
- 22 8) 2011年 とうとう過酷事故発生
—事故発生の4か月前の申し入れ、危機の共有さえ拒否

24 iv. いわき市民はなぜ現在も平穏な生活を阻害されるのか(被害論にかかわって)

- 24 1) いまだに取り出せないでいる使用済み核燃料のリスク
- 25 2) 溶けた核燃料(デブリ)取り出しのリスク
- 26 3) 汚染水増加を止められないリスク
- 27 4) 施設の劣化によるリスク
- 27 5) 放射性物質の付着のリスク
- 29 6) 巨大地震・津波対策に万全をつくさないリスク
- 29 7) 加えて低線量被ばくによるリスクが重なる

31 v. 国と東電の悪質性を断罪してこそ被害に苦しむ人々に応える道

- 31 1) 国の体質
- 32 2) 東電「廃炉資料館」の「反省と教訓」の内容について

34 vi. 付属資料

- 34 福島原発事故被害補償法(案)



いわき市民訴訟のあらまし

2019年5月8日 更新弁論より(原告団長 伊東 達也)

1 はじめに

私たちの原告人数はいわき市民1,574名ですが、うち18歳未満者が256名おります。提訴日は2013年3月11日で、すでに6年の歳月が流れています。その間に亡くなられた原告が出ていることに心が痛みます。

2 原発事故直後のいわき

地震と津波による被害で市内全体が極めて混乱している中での原発事故発生でした。当時のいわき市内での事故直後の推移を概略します。

3月12日、1号機が爆発。午前中から双葉郡内の町村の避難者が続々といわき市内に到着しました。我が家にも夕方5時に楡葉町の早川住職が避難してきましたが、身寄りのない12人の障害者を連れて来ていました。後日、いわき市内の障害者施設でも身寄りのない人が13名いることも分かり、合計25人で我が家の隣にあるけやき共同作業所などに籠ることになります。

翌13日、市長は久之浜と大久地区住民1,890世帯・5,775人に自主避難を要請しました。住民は、市が用意したバスなどで常磐・内郷両地区の13施設に入りました。

14日、3号機が爆発、早川さんと一緒にヨウ素剤配布を求める緊急要請書を県知事といわき市長に届けるために役所に出向きました。

翌日の15日には、2号機と4号機が爆発。市長は新たに、小川町戸渡地区と川前町下桶売の一部地区に自主避難を要請しました。

18日、市長は約15万人の妊婦と40歳未満の市民にヨウ素剤の配布を発表しましたが、多くの市民には届きませんでした。





20日には県内の原乳の出荷と自家消費の自粛が要請されました。

24日にはいわき市合同庁舎内の水道水から1kgあたり215Bqもの放射性ヨウ素が検出され、そのころ、乳児を対象に、1人当たり4ℓのペットボトル水が配布されています。

こうしていわき市内はいわばパニック状態が続きました。ここ裁判所や隣の拘置所などの公的機関も大きな混乱に巻き込まれました。

事故発生から2年後にいわき市が行った「市民アンケート調査」では、全体の約6割である18万人を超すいわき市民が避難していることが明らかになっています。

被告国と被告東電が、原子炉が壊れるようなことは絶対起こらないと言い続けてきた原子炉が次々と爆発し、私たちは、ともかくも遠方に離れなければならない、離れたいという一心で必死の避難をし、あるいは、仕事や介護など様々な理由で避難できず、極度の恐怖と苦難の毎日でした。事故直後から約2か月間、私たちは、恐怖と避難先での苦難とたたかっていたのです。

この大混乱期から今日まで、いわき市民が受けてきた様々な被害について、私たちは、これまで、この法廷で訴え続けています。

3 事故直後を乗り越えて

原発事故後、2か月程度経過し、原子炉の状況は、事故直後に比べれば一応落ち着いたかのように見えますが、今度は、大量の放射性物質が環境に放出された街での生活が始まりました。

科学者の間でも決着がつかない、低線量被ばくリスクが私たちに強い不安をもたらし、対応に苦しむことになりました。外出できない、あるいは控える、子どもを外で遊ばせられない、夏になっても長袖を着せざるを得ない、学校でも校庭での体育を控える、野外活動は中止する、プールは使わないなどの対応が取られました。

また、家庭菜園で作物が作れない、あるいは作



物を作っても誰も喜んで食べてくれない、孫も遊びにきてくれなくなってしまいました。これらは些細なことでしょうか。いいえ、高齢者にとっては生きがいを奪われるようなものです。

更には放射線に対する対応をめぐるの違いが住民同士、家族同士の軋轢や深刻な対立を発生させました。私は、原発事故前にスリーマイル島に一度、チェルノブイリに二度、現地に行って調査してきて、過酷事故が発生すればどんなことが起こるか知っていたつもりでしたが、この住民同士、家族同士の軋轢や深刻な対立が、日本でこれほど大きな被害をもたらすことになるとは想像できませんでした。

いわきに戻らず、避難を続けた市民もたくさんいました。いわき市の発表では、事故1年後の2012年3月31日時点で、住民票を移動せず市外に避難している人が4,243人。住民票を移動して避難した人は、2012年5月31日時点で2,922人です。

4 いわき市民の現在

(1) 入れ替わった住民

いわき市の2018年6月19日発表の災害対策本部週報によれば、住民票を異動せず市外に避難を続けているいわき市民は733名、また、いわき市と関係維持を希望しながら住民票を異動して市外へ避難している人は2,303名、合わせると3,036名にも上っています。こんなことはいわき市が発足してから53年間に初めて起こった大変な異変です。



また、いわき市は避難を指示された人々が、最も多く住むようになった町です。2018年12月1日現在、原発避難者特例法の避難者は、富岡町の5,821人、大熊町の3,666人、浪江町の3,035人、楡葉町の2,861人、双葉町の2,861人、広野町の545人など避難地域11市町村の19,872人がいわきに住んでいます。住民同士の間に問題が起こらないはずはありません。



(2) 汚れた土

いわき市内の小中学校及び保育園・幼稚園での汚染土壌は、事故から8年経っても、現場保管を余儀なくされています。小学校で25か所、中学校で14か所、幼稚園及び保育園で19か所、合計58か所で、放射能に汚染された土が、現場保管されたままになっています。仮置き場に全ての搬出が完了するのは今年いっぱいかかることが、今年の2月定例いわき市議会で明らかにされています。



(3) 目に見えない苦しみ

原発事故から年月が経ち、放射線リスクへの不安が表面的には沈静化しても、私たちの不安はなくなり、様々な行動の抑制という形であらわれています。

私たちいわき市民の多くは、山菜やキノコ狩りは再開できないでいます。山歩きもめったにしなくなってしまいました。子どもを連れた海水浴もめっきり少なくなってしまいました。将来の就職や結婚などの差別や健康への不安が続いています。

5 私たちが求めるもの

(1) 私たちの苦しみ

私たちは、国と東電に原発事故によっていわき市民が受け続けている苦しみを知ってほしい、そしてその苦しみをもたらしたことを謝罪してほしい、同時にこの思いを他の県民に繰り返してほしくないという、ごく自然な気持ちで訴えています。

国と東電がしきりに強調する、低線量での健康問題は起こらないという論議では、いわき市民の苦しみは救済できません。

原発事故が私たちが住んでいる地域社会に何をもたらしたのか。原発事故がいわきの豊かな自然を汚染し、それが私たちいわき市民の生業へ打撃をもたらしたこと、また、放射能被ばくを避ける

ための行動が、生活の至る所で歪みや葛藤を生み、長期的な苦しみをもたらしていることなど、私たちいわき市民の受けた被害の実相をつかんでいただきたいのです。

(2) 国と東電の重大な責任

同時にこうした被害をもたらした被告国と東電の責任は極めて重いものです。このことをきちんと裁いていただきたいのです。一つだけ触れます。

2002年7月に国の地震本部が福島県沖で津波地震発生の可能性を指摘した「長期評価」を公表して大きな問題になってから3年後の2005年に、私たち「原発の安全性を求める福島県連絡会」は、福島原発が津波で重大な事故となることに確信を得て、抜本対策を求めました。

それは、日本で原発が1基も動いていなかった1960年に、日本を襲ったチリ津波の記録が残っており、それと同じような高さの津波が発生したときに福島第一原発と第二原発で機器冷却水が取水できなくなったり、緊急時に動くポンプが水没することが判明したからです。

しかし、いくら申し入れても東電は抜本的な対策を取りませんでした。国の原子力安全・保安院も指導も命令もしませんでした。

国会事故調の黒川清委員長は報告書で、「想定できたはずの事故がなぜ起こったのか」と問い、「この事故が『人災』であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった。」と指摘しています。

このことも強調して更新弁論の結びといたします。

以 上

i 私の経歴

私は、大学を卒業した1964年、県立平商業高校の社会科教員として、いわき市に赴任しました。その年は、福島第一原発の建設計画が発表された年でした。その当時は、まだ、住民の原発への反対運動は、あまり顕在化していなかったと思います。

しかし、第二原発の誘致を県知事が発表した1968年(昭和43年)ころから、県民の疑問や不安の声が顕在化してきました。

前の陳述書でも記載した通り、私は、小名浜の工場の公害問題の研究のため、高校の教員が行う学習会に積極的に参加していましたが、第一原発1号機が1971年に運転を開始すると事故が相次ぎ、地元や広く県民の中に原発設置への不安と疑問が広がり、原発の学習会にも参加するようにもなりました。

やがて、国に対して、福島第二原発の設置の説明を求める県民世論となり、1973年日本で最初の原発立地をめぐる「公聴会」が福島市で開催されることになりました。

私自身も、この公聴会で発言したいと考え、現在、避難者訴訟原告団長の早川篤雄さんらが行っていた、「原発公聴会の民主化を要求する会」の勉強会に参加しました。

その中で、私は、原発がプルトニウムを新たに生み出したり、事故を起こして外界に放射性物質を放出すれば、教員時代に体験したいわき市の小名浜地区で発生した亜硫酸ガスや粉じん公害の被害とは比べものにならない重大な環境問題を引き起こすことを知り、原発は平和利用だけでは語れないことを知りました。そして、学習会の講師をしていた安齋育郎先生の勧めもあって、軍事転用の可能性のあるプルトニウム利用計画に反対するという内容を、公聴会で発言したいと考えました。(甲A80、12頁)。

要求する会からの陳述希望者は60人でした。9月5日に意見陳述者の指定の通知および不採用の通知が届きました。私は、不採用との結果通知書でした。

公聴会で発言がかなわなかった私は、「原発・火発反対福島県連絡会」(以下、「原発県連」と表記します)の活動の一員として第二原発1号炉の設置許可処分取り消し訴訟支援などの原発の危険性に反対する運動に加わるようになりました。



この運動の中で原子炉の格納容器内に初めて入ったのは市議員をしていた1989年に起こった第二原発3号機の再循環ポンプ破損事故の発生の際でした。詳細は、後ほど説明しますが、巨大ポンプ破損のすさまじい事故現場を確認し、愕然としました。事の重大性を感じた私は、この問題をいわき市議会でも取り上げて、市民に原発事故の未然防止が大切になっていることを訴えました。

1988年には、チェルノブイリで過酷事故が発生しました。翌年、「原発問題住民運動全国連絡センター」(以下、「原住連」と表記します)が生まれ、原発県連も参加しました。

原住連は、1992年に日本における過酷事故の未然発生防止を一つの大きな課題として「原発大事故次は日本」と題した冊子を発行して、「万一の備えのない日本の原発」に警鐘を鳴らしました。

1991年。私は、県会議員となりその最初の質問で知事にチェルノブイリ視察を求めました。

知事の視察が実現しなかったこともあり、私は県民に直接呼びかけ、事故発生から8年後の1994年に、14人で「チェルノブイリ福島県民調査団」の団長として視察しました。

また、1998年には原住連が主催したスリーマイル島原発事故視察の一員として参加し、世界最初の過酷事故の地元で聞き取り調査を行いました。

2003年に県議を辞めてからは、「原発の安全性を求める福島県連絡会」の副代表、2005年からは原住連の筆頭代表委員となりました。

原住連は、2006年にチェルノブイリに二度目の視察を行い、事故から20年経っても被害が続いている現実を見て一層、日本における過酷事故の未然防止が喫緊の課題になっていることを実感しました。



事故を起こしたチェルノブイリ原子力発電所4号炉



40年前から国・東電等への 申し入れと提案を続けてきた

(1) 1979年の4月14日、世界最初の過酷事故となったスリーマイル島原発事故を受けて、原発県連は、福島県知事に申し入れを行いました(甲A534)。内容としては、「安全宣伝」の中止、運転・建設中の原発の総点検、要求資料の公開、防災対策の周知徹底・訓練、「安全協定」に住民代表を加えるなどの、抜本的改善を行うことです。このような要求は、国にも東京電力にも行ってきましたが、無視されており、県政も住民の声を受け入れませんでした。

(2) 1980年12月26日、原発県連は、「原子力発電所に関する防災計画」について知事交渉を申し入れており(甲A535)、事故発生時の防災計画の策定や、事故情報の正確かつ迅速な伝達の徹底を要求しました。

(3) 1986年のチェルノブイリの原発事故をきっかけに、原住連が結成されました。

1988年12月12日には、原住連は、科学技術庁、通商産業省、厚生省、電事連へ、原子力推進政策を改め、安全優先と自主、民主、公開の原子力平和三原則に基づいて、原発の新設の中止、新しい安全基準の策定、新たな安全審査機関の新設、防災計画の策定、安全宣伝の中止、などの根本的な対策の再検討を要求しました。

なお、同年7月14日には、東京電力に対し、福島第一原発、第二原発のすべてについて、安全性の総点検を求める緊急要求書を提出しました(甲A536)。

(4) 1990年12月10日、原住連は、科学技術庁、通商産業省、電事連に対し、スリーマイル島やチェルノブイリにおける事故の教訓に基づき、日本の原発の抜本的見直しを要求しました。

(5) 1992年3月11日、相馬市・原町市・相馬地方広域市町村圏(二市三町一村)議会が第一原発の増設に反対する意見書を提出しました。その中には、「万が一の事故発生の場合、等しくその被害から免れ得ない」と記載されています。そして、同年5月18日、原発県連も、東電へ、原発の新増設(7号機・8号機)に反対する申し入れ書を提出しています。



同年9月29日、第一原発の2号機で、ECCSが作動するという事故が発生しました。この事故で、1981年5月12日に第一原発2号機で、同年11月19日に第二原発1号機でもECCSが作動する事故が起きていたことを隠していたことが判明しました。原発県連は、10月9日、この事故について、繰り返される事故及び事故隠し、情報漏れの原因は、「安全神話」と営利優先であるので、無謀運転を根本的に改めることを東電に要求しました(甲A537)。

- (6) 1994年5月17日からは、原発県連で、「チェルノブイリ原発福島県民調査団」が派遣され、チェルノブイリ原発の現地調査を行いました。

同年11月28日、原住連は、通商産業大臣・科学技術庁長官・労働大臣・電事連に申し入れを行い、政府及び電力会社が日本の危機の重大化についてどのような認識を持ち、これに対してどのように取り組んだのかについて問いただし、新型超大型炉の大規模な新・増設計画の推進は、日本の原発の危険性を一層増幅するものであり、ただちに止めるべきと進言しました。

- (7) 1995年1月17日、阪神大震災が発生しました。これを受けて、原住連は、科学技術庁長官、通商産業大臣に対して、日本の原発に阪神大震災の教訓を生かすための調査・検討を実施し、その教訓に基づいて耐震基準を抜本的に見直すこと、その教訓を組み入れた耐震基準に基づく既設原発の総点検とその結果に基づく必要な措置を実施することを求めました。

同年11月16日には、原住連は、通商産業大臣、科学技術庁長官、自治大臣、電事連に申し入れを行い、阪神大震災の教訓を徹底的に明らかにすること、その教訓に基づいて、原発の耐震総点検を行い、必要対策を実施すること、地震時における過酷事故への緊急時対策を確立することを求めました。この申し入れについては、翌1996年5月9日に回答がありましたが、すべてが、「現行の制度は妥当である」と居直るものでした。



なお、1995年12月8日にもんじゅのナトリウム漏洩、火災事故がありました。これに対しても原住連は数多くの申し入れをしていますが、ここでは割愛します。

- (8) 1997年11月30日、原住連は第11回全国総会を行い、翌日には、科学技術庁、通商産業省、動燃、電事連に対し、原子力政策の抜本的な見直しについて、申し入れを行いました。

1999年8月11日、原住連は、通商産業大臣に対して、一連の事故調査について、第三者機関によって、事故原因とその責任の所在について、調査を行うこと、すべての原発の事故関連部分の総点検を行うこと、阪神大震災の教訓を生かして基準の抜本的な改革を行うこと、原子力災害対策の独自の確立を図ることなどを申し入れました。

- (9) 2002年6月25日、福島県に対して、老朽化した原発（第一原発1、2、3、4、5の各号機）の過酷事故を想定した実効性のある対策を検討するように申し入れ（甲A84）、8月29日同様の申し入れを東電に対しても行いました（甲A85）。

同年9月4日、原発県連、原住連、原発問題を考える新潟県連絡センターは、共同して東電の事故隠しの問題について、原子力安全・保安院へ申し入れを行いました。一連の事故隠しに対する反省が全くなく、断じて許せないとの抗議を行いました。

同年9月13日、原子力安全・保安院は、「東京電力が過去に実施した原子力発電所の定期安全レビューを妥当であるとした同院の評価を撤回することとした」と発表しました（甲A538）。これにより、東京電力の事故対応、保守管理等に関しては、問題があったことが公に明らかになりました。

- (10) 2003年4月6日、東電は、これまでの不適切な事故隠しをお詫びし、今後は再発防止に努めるとの「4つの約束」を発表しました（甲A539）。しかし、このような約束にも関わらず、東電は今回の過酷事故を発生させてしまいました。



- (11) 2004年10月21日、第一原発5号機で、配管が「必要最小肉厚」を下回る可能性がありながら運転していた問題で、原発県連は、東電と交渉を行いました。このような東電の姿勢は、当時の佐藤栄佐久知事も厳しく批判しておりました。
- (12) 2008年7月20日、原住連は、柏崎市で全国交流集会を開催し、「原発震災」の発生に大きな不安、心配をアピールしました。また、同年11月24日原住連の総会が開かれましたが、翌25日には、原子力委員会、原子力安全委員会、原子力安全・保安院へ柏崎刈羽原発被災に対する国の根本的対策が不可欠であること、原発等の危険の重大化への認識の共有を求め、耐震対策が急務であることなどを求める申し入れ交渉を行いました。同年12月5日には、電事連へも、同内容の申し入れを行っています。
- (13) 2010年1月12日には、原発県連は、東電と交渉を行い、その席上で、東電は福島第一、福島第二で、過去、地震を原因として発生した8回の事故・トラブルについて正式に認めました。
- (14) 2011年2月4日、原発県連は、東京電力と交渉を行いました。

しかしながら、住民の訴えは、この交渉の1か月後、ついに現実になってしまいました。この日の交渉が、事故前の私たちの最後の交渉です。





東電と国の責任を基礎づける 重要な事実(原因論にかかわって)

1 | 1989年 3.11前に起こった最大の事故、 第二原発3号機事故

— 国は東電に何の処分もしなかった

東電は、福島第一原発でも第二原発でも、運転開始後、数多くの事故を起こし、その事故を隠し、またデータを捏造するなどの連続で、それはますます悪質化し、常態化していきました。

その中でも最大の事故が、1989年1月に起きた第二3号機再循環ポンプ破損の大事故発生です。事故の核心は、冷却水を原子炉内に送るポンプの一つが異常振動を起こし、重さ100キロもあるステンレス製の水中軸受けリングが破損して金属片が30キロも原子炉内に入りこみ、核燃料体損傷の可能性もある世界でも前例のない重大なものでした。

こうした重大な事故でしたが、東電の発表の経過には大きな問題がありました。県民が事故の発生を知らされたのは事故から約1か月後の2月3日でした。しかも発表された内容は、「1月6日に異常振動が生じ、同夜、原子炉を停止し、7日から予定通り定期検査に入った」というものですが、これは、真実を隠した内容でした。後日、判明した真実は、異常振動が1月1日からすでに始まっていたこと、1月6日には振動計の針が振り切れた上14時間以上も警報が鳴り続けていたことなど、驚くべき内容でした。また、立地4町に連絡が入ったのは事故から7時間も経ってからでした。

さらにその後、東電は、金属片がすべて回収されなくとも運転に支障はないなどと言い出したため、多くの県民の怒りを招いたのです。この問題では福島大学の6割に近い教官有志が、二度も県知事に公開質問状を提出する事態に発展しました。

しかし、国は東京電力のこうしたことを問題視せず、是正処置や処分などはしませんでした。

また、同じ年のECCS作動は人為ミスが引き起こしたものでした。作業員が予備用高圧復水ポンプを点検した後、電源盤の操作を誤ったため、稼働中のポンプが停止しトラブルがドミノ倒しのように拡大し、ついに原子炉内の水位が低下して「最後の砦」ともいうべき緊急炉心冷却装置(ECCS)が作動したものでした。それだけでも県民を驚かせましたが、さらに二つの問題が表面化しました。

一つ目は、県に通報されたのが発生から2時間45分後、地元の町に通報されたのは4時間後でした。前述の1月に発生した第二原発3号機の事故を契機に通報遅れが問題となり、県と東電の間に結ばれている安全確

保協定を改定したにも拘わらずです。

二つ目は、このECCS発動の通報を受けた日に、過去2回もECCSが作動していたことが伏せられていたことが判明したことです。この隠ぺいを国の関係諸機関は見抜くことができないままでした。

2 | 1992年 国が過酷事故は起こりえないという 重大な文書を出した —とんでもない安全神話が過酷事故を招いた

1992年5月28日、国の原子力安全委員会は「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」という決定文書(甲A105)を出しました。

これは、スリーマイル島原発とチェルノブイリ原発が過酷事故を起し、国際原子力機関(IAEA)が1988年に出した「原子力発電所のための基本安全原則」の勧告を受けてのものです。内容は勧告に背を向けて日本では「過酷事故は起こりえない」という驚くべきものでした。

重要な点は以下の通りです。

「わが国の原子炉施設の安全性は、現行の安全規制の下に、設計、建設、運転の各段階において、①異常の発生防止、②異常の拡大防止と事故への発展の防止、及び③放射性物質の異常な放出の防止、といういわゆる多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている。これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものと



帰還困難区域の検問所から出てくる防護服にマスク姿の福島第一原発の作業員たち

なっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される」としました。事実上、日本だけは過酷事故は起こらないということです。

そして「当委員会は、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネジメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く奨励されるべきである」として、過酷事故対策を国としては規制から外し、各電力会社に丸投げして「強く推奨されるべきである」などと言葉だけ強く表現して国の責任を投げ捨ててしまいました。

この決定文書の内容は、原発立地の際の「原発は安全です」という宣伝から、「過酷事故は絶対起こらない」と変え、やがて「原発は絶対安全」という宣伝となり、ついには「原発は危険が大きい」と言えば、「あなたの考えは間違っている」「あなたの思想は偏っている」という言い方までされるようになりました。

私たちはこれこそ「安全神話」であるとして毎年考えを変えるよう求めてきましたが3.11前まで、拒否を続けてきました。

この「絶対安全」神話を強めれば強めるほど、東電も国も事故が起こると一層これを隠すようになり、私たちが交渉すると何らかの安全対策を強化することさえ隠そうという雰囲気を感じざるを得ませんでした。こうして大きな地震や津波への抜本的対策も取らないまま3.11を迎えました。

尚、東電の「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」で、東電は「これまで実施したアクシデントマネジメント策でシビアアクシデント対策は十分と過信し、コストの見合わない対策を求められることを恐れて、規制当局がこれを規制事項とすることに強く反対した。」(15ページ)としており、原子力安全委員会という国の規制当局が電力会社の虜になっていたことを示しています。

そして、3.11の本件事故後、国は説明も無くこの決定文書を廃棄しました。

3 | 1996年 原発立地三県知事が国に申入れ

— 住民運動の主張と通底するものがあった

また、一連の福島の取り組みは、単に住民たちの運動だけで終わったものではありません。

1995年、高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩事故と旧動燃による隠ぺい事件が起きました。この重大性

から、1996年1月に福島県知事は、「今後の原子力政策の基本方向について、改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と考え、新潟県知事、福井県知事と共に内閣総理大臣に対して、「これから派生する諸問題を含めて将来的な全体像を具体的に明確にし、関係自治体に提示すること」「改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが大切である」と、原発政策を根本から見直すように求めた提言を行っています。これがいわゆる「三県知事提言」というものです。

三県知事提言の概要は、以下の通りです。

「三県知事提言」の概要

- (1) 核燃料リサイクルのあり方など今後の原子力政策の基本的な方向について、改めて国民各界各層の幅広い議論、対話を行い、その合意形成を図ること。
このため、原子力委員会に国民や地域の意見を十分反映させることのできる権威ある体制を整備すること。
- (2) 合意形成に当たっては、検討の段階から十分な情報公開を行うとともに、安全性の問題を含め、国民が様々な意見を交わすことのできる機会を、主務官庁主導のもと各地で積極的に企画、開催すること。
- (3) 必要な場合には、次の改定時期にこだわることなく、原子力長期計画を見直すこと。
核燃料リサイクルについて改めて国民合意が図られる場合には、プルサーマル計画やバックエンド対策等の将来的な全体像を、具体的に明確にし、関係地方自治体に提示すること。

この提言が出された後の1997年、今後の数十年の核燃料サイクルの柱として、プルサーマルを積極的に進めるという方針が閣議で了承され、国は、三県の県知事に協力要請をしました。

しかし、前年に上記のような提言を出していた三県知事は、この協力要請には安易に乗ることはなく、住民の合意形成を要請しました。

この1996年の提言をはじめに、三県知事は、数度にわたる提言を発表しています。そこで述べられていたことは、私たち住民運動の申し入れと共通したものがあり、私たちの住民運動は、自治体の首長にも理解されたものと思っています。

4 | 2002年 その1. 福島県が国の原発政策の見直しを求める —ここでも住民運動の訴えと通底

- (1) 1990年代の後半の原発政策で大きな国民的な関心と呼んだのは、核燃料サイクル政策の行き詰まりの打開策として打ち出されたプルサーマル計画でした。

福島では東電が97年にプルサーマル計画を実施すると発表し、当時の佐藤栄佐久知事は有識者による「核燃料サイクル懇話会」を設置して論議を開始しましたが、この間に「プルサーマルに慎重に対応すること」とした議会決議が90市町村議会議中、44議会で決議され、県政上の大きな問題となりました。

99年、プルサーマル計画に使うMOX燃料の検査データの捏造が発覚し、続いてJCOの臨界事故が発生し、佐藤知事はプルサーマルの「実質延期」を表明しました。

ところが東電はプルサーマル計画の必要性を書いたチラシを原発立地町の全戸に配布したため、知事は強い不信を表明しました。

これに対して、東電は2001年2月に突然「原発を含む新たな発電所建設を3年から5年凍結する」と発表したため、知事は「国がエネルギー政策を国策として、立地地域をないがしろにして一方的に進めるようなことでは、電源地域は、その存在を脅かされるほどの影響を受けかねない」と判断し、「新規電源開発のみならず核燃料サイクルを含めたエネルギー政策全般を検討する」ために「エネルギー政策検討会」を立ち上げることにしました。

政策検討会は20回に及び各界の学識者からの聞き取りなどを行い第20回では国の原子力委員会とも意見交換を行いました。

- (2) 2002年7月8日、第17回エネルギー政策検討委員会で「中間とりまとめ」を行うことになりました。その「中間まとめ」では、「はじめに」でエネルギー政策の検討に至った経緯について、次の3点を挙げています(甲A540)。

一つ目は、1989(昭和64)年に第二原発3号機の再循環ポンプ損傷事故が発生したこと。

二つ目は、1995年から96年にかけて、第一原発の共用プール設置と「第二再処理工場」建設を巡って、国が約束を反故にするような事態が発生したこと。

三つ目は、2001年に東電が「すべての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結する」との方針が、一方的に発表され、しかし、翌日には、「国策として進めるべき原子力発電については、今後と

も計画通り推進する」とする修正がなされるなどの事態が発生したことです。自らの都合により、いとも簡単に計画を変更するといった、国や事業者のブルドーザーが突進するような進め方は、本県のような電源地域にとって、地域の存在を左右するほどの影響を与えるものです。こうした動きに左右されず、地域の自立的な発展を図っていくためには、電源立地県の立場で、エネルギー政策全般について検討し、確固たる考えで対処していく必要があると考えて立ち上げるとしました。

(3)「中間とりまとめ」には、次のような問題提起があります。

ア 情報公開は十分に行われているのか

原子力は、巨大な科学技術でその内容が非常に難解であり、また、原子力政策の推進には国民の安全という基本的な人権に深く関わるものである。このため、原子力政策の決定にあたっては、国民に分かりやすい十分な情報公開が不可欠であるが、情報公開は十分に行われているのか。

イ 政策に広く国民の声が十分反映されているのか。

単に国民の意見を聴くだけでなく、国民が十分な情報と知識を基に判断し、原子力政策等に対し、その意見を反映させることができる仕組みづくりが必要ではないか。

ウ 原子力政策の評価は適切になされているのか。

「もんじゅ」事故以降、従来の高速増殖炉開発路線を見直した段階から、将来のプルトニウム利用の見通しが不透明になっている。その時点において、使用済核燃料全量再処理路線について再検討する必要があったのではないか。

エ どこで原子力政策が決定されるのか。

原子力政策の決定システムは、国民からは理解しにくいとの指摘がある。最終的にどこで原子力政策



高速増殖炉もんじゅ

が決定され、誰が責任をとるのか。また、原子力政策は、行政府のみで決定されているが、国会審議を経るなど政策決定過程の民主化を図るべきではないのか。

(以上、「中間とりまとめ」の32頁から46頁)

5 | 2002年 その2. 東電の大規模な事故隠し発覚 －福島県政の指摘、住民運動の訴えと一致

- (1) ところで、エネルギー政策検討会が最終盤を迎えた2002年8月29日、国の原子力安全・保安院が突然記者会見で「2年前から東電で働いていた技術者からデータ改ざんの申告があり、29件のデータ改ざんが確認された」と公表しました。

この発端は、2000年7月でした。ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル社(GEI)の社員で東京電力の福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所の3発電所計13基の点検作業を行ったアメリカ人技術者から、通商産業省(現経済産業省)に対し、「自主点検において、ひび割れ箇所を改ざんした自主点検記録を作成した」との内容の告発文書が実名で送られたことです。

この告発を受け、原子力安全・保安院は事実関係を調査しました。2001年1月以降、GEI社員から複数の点検記録の写真も添えられ、信憑性の高い文書も届くようになりましたが、GEI社員はその後転職してしまい、また、東電も「記憶にない」、「記録にない」などと、調査に非協力的な態度を示したことから、調査は非常に難航しました。

しかし2002年2月、GEI社が保安院に全面協力を約束し、数々の資料が開示されました。その結果、東電も不正を認めざるを得なくなり、結果として、多数の隠べいが明らかになったのです。

8月29日、保安院は会見で東電の不正を報告しました。その夜、東電の築館勝利常務が緊急記者会見を行い、「なお未修理のものが現存するが、安全上問題ないことを確認した」と強調しましたが、翌日、南直哉社長は記者会見し、「このような疑惑を生じたのは誠に残念で、社会に深くおわびを申し上げる次第です。」と陳謝しました。また、福島第一3号機、柏崎刈羽3号機で予定していたブルサーマル計画を無期限凍結すると発表しました。

- (2) 9月2日、南直哉社長はじめ、社長経験者5人が引責辞任をしました。会見で、南社長は、福島第一1号機で号機で日本の法律では許可されていない「水中溶接」での損傷箇所の修理を認め、発覚を恐れ、改竄



東京電力 本社

したと述べました。

そして、東電側は、9月15日、内部調査結果をまとめた百数十ページの報告書を提出しました。

- (3) この事件は、県民と県政に大きな衝撃を与えました。不正を指摘した技術者が国に正式に申告をしてから2年も経過していたこと、また、国がその申告者の個人情報をこともあろうか東京電力に知らせていたことが判明したからです。

この事件の本質については当時の佐藤栄佐久知事が「国と東電は同じ穴のムジナ」と表現しましたが、まさに、国の原子力政策、安全確保にかかる基本的な体質・体制そのものが厳しく問われた事件でした。国はこうした指摘をも無視し続けてきており、そのことが3.11過酷事故を起こした遠因です。まさに「起こるべくして起こった事故」と言えます。

- (4) 「中間とりまとめ」では、この事態について県は、①原子力政策をブルドーザーのように、また、立地地域の住民を軽視して進める国の体制・体質が問題、②国の検査体制は十分に機能してきたのか、国は原子力発電所の安全確保に真に責任をもって対応できているのか、③国の原子力政策、安全確保にかかわる基本的な体質・体制そのものが厳しく問われている、と指摘していました。

私たち住民運動が指摘してきたことと一致しています。

- (5) これらの酷い実態が明らかになり社長はじめ幹部役員が辞任し、東電は3つの約束、①企業倫理の遵守、②社会常識にそった業務運営、③「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」の実践・定着などを打ち出しました。

しかし、29件であとはないと言っていたことがその後、何度かさらに隠していたことが発覚し続けました。しかもこの体質は3.11後にも引き継がれています。

過酷事故後東電は炉心溶融つまりメルトダウンしていることを否定し続け、国民にも長らく疑問がくすぶり続けました。この問題が解明されたのは新潟県に発足した原発事故の検証委員会で東電が厳しく追及され、事故から5年後の2016年になってついに社長自身からメルトダウンの言葉を使うなど指示が出ていたこと、少なからぬ幹部役員や技術者は当初からメルトダウンと認識していたが黙っていたなどが明らかにされました。取り返しのつかない被害をもたらした過酷事故後もこの体質は続いていました。

6 | 2005年 福島原発がチリ津波級にも耐えられないことを指摘 — 東電・国は今回発生の過酷事故の予兆を無視

- (1) 私が2003年に県議を辞めてからは、原発県連と東電との話し合いはほぼ定期的となり、2004年には今回の過酷事故につながる重要な申し入れを東電に対して行いました。

それはチリ級津波に堪えられない事実を知ったからです。

- (2) チリ津波級とは東電が使う言葉で、日本に原発が1基もなかった1960年に南米チリの沖合で巨大地震が発生して日本の太平洋沿岸にも被害をもたらしました。

この時の津波が再来したらどうなるかを土木学会が2002年に「原子力発電所の津波評価技術」という本にまとめました。私たちはこのチリ津波級が再来した場合、福島原発ではどうなるかの資料を1年間にわたって求め続けました。粘り強い要求が実って2005年2月16日、東電は「最新の評価手法による津波評価について」と題したファックスを早川さん宛に送付してきました。それが甲A90です。

- (3) これによると、第一原発1号機は水位下降側（引き潮）で非常用渦流吸い込みレベルは最高でO.P.（小名浜基準）-2.3mとあり、「評価値」であるO.P.-3.5mより高くなっています。つまり海水をくみ上げることが出来なくなることを示しています。

一方、水位上昇側（高潮）をみると、第一原発の1号機の電動機の据え付けレベルはO.P.+5.6mとされ、「評価値」のO.P.+5.4mと比べるとわずか20cmしかないことがわかります。

その後3月15日には各プラントのポンプ名称、その台数、設置目的、取水量の一覧も示されました。

- (4) 私たちがこれらをまとめて表にしたのが甲A91です。この表から明らかなことは、引き潮時には「原子炉補機冷却用」「非常用ディーゼル発電機」「格納容器冷却用」などの各海水ポンプが使用不能になることです。

高潮時にも水没の可能性があります。第一原発6号機の14台のポンプは20cm水没するとなり、そのため2002年にかさ上げしたと説明がありました。第二原発でも全ての海水ポンプが1mも水没することを認めましたが、海水ポンプの建屋を水密化したから大丈夫と答えました。しかし、第一原発では水密化されておらずその計画もないと答え、一貫して抜本的対策は必要ない、心配には及ばないとの態度を変えませんでした。

- (5) 事の重大性から、私たちは2005年5月10日、上京し東電本社で勝俣社長あての「チリ津波級の引き潮、高潮時に

堪えられない東電福島原発の抜本的対策を求める申し入れ書(甲A92)を提出しました。

ここで指摘していることは、チリ津波級高、つまり5.7mでも耐えられないことを示しており、5.7mを越す津波に襲われれば、過酷事故発生につながり、今回の過酷事故はこの申し入れの通りに事態が進みました。つまり、今回の事故が起こることを東電に予告したことに等しいものでした。

しかし、ここでも文書回答を求めましたが拒否されたため、「この申し入れ書は必ず社長など上層部に届けてほしい」と述べました。その際「しかと受け止めました」との返答でした。

- (6)ところが3.11後の2011年4月20日に福島に来た鼓副社長にあった際、この申し入れ書の確認をしたところ、「読んでいない。このような申し入れ書が出されていたことは今初めて知った」と発言し、上層部には届いていなかったことが判明しました。



津波の爪痕

7 | 2007年 新潟県中越沖地震発生、地震で原発が初めて被災 一国はあべこべに「耐えられた」と安全神話を振りまく

- (1) 2007年7月7日、新潟県中越沖地震によって東電の柏崎・刈羽原発が被災を受けました。地震に因る原発の被災は世界で初めてでした。

すでに2年前の2005年2月23日に開かれた衆議院予算委員会公聴会で公述人として出席した石橋克彦神戸大学教授は、日本列島に迫りくる大地震活動期は未曾有の国難となる原発震災が発生する可能性が高いと警鐘を鳴らしていました(甲A98)。

- (2) 私たちは2007年12月に東電本社にまた出かけ、勝俣恒久社長あての申し入れをしました(甲A95)。

この中で重要なことは申し入れ書の第4項です。「津波に対する対策についてもかねてから問題提起をしてきましたが、社団法人土木学会が2002年2月にまとめた「原子力発電所の津波技術評価」に照らしても、福島原発の場合、現状のままでは、チリ級津波によって発生が想定される引き潮、高潮に対応できないこと

が明白です。チリ津波は1960年の事であり、このことは、本来、東電は承知のはずであり、福島第一原発、第二原発の建設・運転に当たって、当然、対策が措置されるべきものでした。ところが、福島原発はこれらの欠陥を放置したまま、建設・運転されているばかりか、私たちの何度にもわたる抜本的対策の求めにも関わらず、いまだ放置されたままになっています」との指摘です。

- (3) また、同年12月の電気新聞特別号19号(甲A107)には、当時の甘利明経済産業大臣が「中越沖地震で原子力発電所の耐震安全性は確認された」と題して書いています。実態は世界で初めて地震に因って原発が深刻な被害を受けたことを、あべこべに安全が確認されたとする全くの安全神話そのものでした。

そして、東電も地震対策や津波対策の強化へとは動きませんでした。私たちの警告を無視し、チリ級津波より少しでも大きな津波に対して対策を取ることなく、3.11を迎えてしまいました。

- (4) 3.11前の原住連による最後の申し入れ(甲A104の4)となったのは2010年11月22日でした。そこでは「迫りくる大地震に対する日本の原発等への国民の不安について、皆さんは共有されますか」に始まる異例の質問から始まっています。当時、地震対策について何を言っても拒否する政府と電事連に対して私たちは「せめて不安」なことだけでも共有できないものか問うものでした。

しかし、それすらも共有できないとの答えでした。この4か月後に本件事故が発生してしまいました。

私たちが「とうとう起こってしまった」と感じたのはこうした経過があったからでした。

- (5) 本件事故発生後、清水社長は記者会見で「自然の驚異とはいえ」と言って自然に責任を押し付けようとする態度で、不誠実このうえないと感じました。この発言以後、東電幹部は「想定外であった」と繰り返すようになりましたが、想定できるはずのものをあえて「想定しようとしなかった」というのが真実ではないかと思います。

8 | 2011年 とうとう過酷事故発生

— 事故発生の4か月前の申し入れ、危機の共有さえ拒否

3.11の本件事故発生前に最後の申し入れとなったのは、先ほども述べたように、2010年11月22日でした。この申入書(甲A104の4)には冒頭次のように書いています。

「米TMI原発事故(1979年)について大統領特別調査委員会の事故報告書は「原発は十分安全だという

考えが、いつの間にか信念として根をおろしてしまった。これが今回の事故を防止しえたはずの多くの措置がとられなかった原因である。この態度を改め、原子力は本来危険をはらんでいる、と口に出している態度に変えなければならない、と本委員会は確信する」と、その教訓を強調しています。

さらに、「日本列島における大地震は、阪神淡路大震災がもたらした兵庫県南部地震(1995年)以来、本格的な活動期に入ったとされます。日本の原発など近代構造物はこれから本格的な大地震に見舞われることとなります。未曾有の国難と原発震災が警告されています。私たちは、日本の原発等が大地震に見舞われた際の備えが十分であるかどうか、大きな不安を抱えています」。

また、「国と電力会社は1990年代以降、「日本では過酷事故は起こりえない」とする新たな安全神話宣伝を行い、国際的な提起については、国民には知らされませんでした」。「日本の原発が世界の原発に比べて安全性が高いなどということはありません」。

このように前置きしています。そのうえで、

- ① 迫りくる大地震に対する日本の原発等への国民の不安について、皆さんは共有されますか？
- ② 原発等の大地震への備えはどうなっていますか？それで大丈夫ですか？
- ③ 万全な耐震対策の緊急な確立を求めます

など過酷事故への対策問題を訴えています。

これに対する答えはどこでもほぼ同じで「危険性を共有できますかと言われても、万全な対策をしており、大丈夫です」「日本では過酷事故は起こりえませんから」などの繰り返しでした。

皆さんも大事故が起これば大変困ることになることを前提に「危険だけでも共有できないか」とよびかけても「共有できない」との答弁に、私たちは、何を言っても聞く耳を持たないという絶望感に捉われるほどの答弁でした。

この話し合いから4か月と経たないうちに3月11日の大惨事が起こってしまいました。福島県民にもたらされた被害はことばで言いつくせません。事故がもたらしたリスクから解放されるのは、世紀を超えるでしょう。

それなのに、この裁判では、国と東電から「事故の予見可能性は存在しない」「事故の結果回避が可能ではなかった」などの主張が何度も出されました。その法理論がどんなに精緻であっても、どこかおかしいのではないのでしょうか。

国と東電は、被害の実態に真正面から立ち向かわないばかりでなく、事故を起した大局を見ず、歴史をふり返らず、国も東電も責任がないと言い張り続けてきました。

裁判所の公正な判断を心から願います。



いわき市民はなぜ現在も平穏な生活を阻害されるのか(被害論にかかわって)

1 | いまだに取り出せないでいる 使用済み核燃料のリスク

- (1) 1号機392体、2号機615体、3号機538体、合計1,545体もの使用済み核燃料棒が地震、津波、水素爆発で傷んだ原子炉建屋内の各3階の燃料プールに入ったままになっており、常に冷却が必要となっています。何らかの理由で万一冷却がストップし、冷却水から燃料棒が露出した場合には、放射線、放射熱を放出する事になります。そうすると人は近づけない状態となり、再び大事故につながりかねません。
- (2) 福島第一原発は幾つかの奇跡の重なりにより「被害があの程度で収まった」と言われます。その奇跡の一つが4号機に於る使用済み燃料の冷却水の維持でした。即ち、4号機は「3.11」時には定期点検中であり、核燃料は全て4号機建屋内の使用済み燃料プールに収用されていました。地震および隣接する3号機の爆発により、使用済み燃料プールの冷却水は失われているのではないかと、当初、推測されていました。冷却水の有、無の判断するために必死の努力が続けられましたが「3.11」後、5日を経た、3月15日に至っても、その確認ができませんでした。仮に4号機の冷却水が失われているならば、東日本壊滅は必至とみられていました。冷却水の存在が確認されない場合には、在日米人の全員帰国まで計画に上がりましたが、17日、18日の両日に至り、4号機の使用済み燃料プールの冷却水保持が確認され、在日米人の帰国は中止とされました。仮に開始されていたとすれば、日本国民の動揺ははかりしれないものがあつたに違いありません。なお、後日、判明した4号機の使用済み燃料プールの冷却水保持の実状は正に奇跡の積み重ねでした。
- (3) 1号から3号機の使用済み燃料棒取り出し計画、工程表(ロードマップ)は計4回に亘り変更され、現在の計画は5回目のものです。2019年12月27日の政府発表によれば「1、2号機の使用済み燃料プールの搬出開始日標を現行の2023年度から最大5年遅らせる事」を決定したとされています。他方で「2031年までに、1号機から6号機全機のプール燃料」4,741本の搬出完了を目指すとしています。既に4回も改訂されているロードマップであり、その信用度は極めて疑わしいものがありま



- す。仮に、実現されるとしても、この後11年間もいわき市民は不確実な廃炉計画による不安に曝され続ける事になります。
- (4) ロードマップの不確実性に加え、市民の不安を募らせるものとして、1ないし3号機の原子炉建屋の劣化の進行です。事故がなくとも、いずれも建築後40年近くを経た、老朽原発であり、その廃止が取り沙汰されています。地震、津波、爆発を経て、その劣化は相当程度に進んでいる事は想像に難くありません。後述する排気塔は東電自らその劣化を認めています、劣化が排気塔のみとは限りません。この劣化の程度すら詳細な発表はされていません。原子力規制委員会の「問題ない」との発表だけでは、事故前の安全神話を信じ込まされた多くのいわき市民にとっては到底安心できません。
- (5) 例えプールから取り出しても保管する場所を第一原発の敷地外に確保できる見通しはありません。仮に、使用済燃料を取り出したとしても、その保管は第一原発敷地内で続けられるであろう事は必至です。そうなる最終処理施設が日本に設置されるまで、使用済核燃料の暫定的な保管場所に伴う危険性は除かれる事はありません。いわき市民は、その近隣に住居する者として、常に不安に曝される事になります。

2 | 溶けた核燃料(デブリ)取り出しのリスク

- (1) 現在のデブリの状態は、2019年12月5日付・朝日新聞によれば以下のように報じられています。「1号機はデブリがどこに、どのような状態であるのか未確認。2号機は底部にデブリとみられる堆積物を確認。3号機は底部にデブリの可能性が高い物体を確認。1~3号機のいずれも取り出しの方法は未定。依然として常に冷却が必要」とされています。

燃料溶融が1機だけのスリーマイル島原発は事故発生から40年の今年、廃炉完了まで今後60年をかけることが発表されました。つまり100年間かかるのです。福島では3機が溶融しており、それ以上の時間を覚悟しなければなりません。

また、例え取り出しに成功できても、第一原発敷地以外に保管場所を確保できる可能性は、使用済核燃料よりも格段に困難です。暫定的な保管場所が第一原発敷地内となる事は必至であり、万年単位のリスク

となる可能性が極めて高いのです。

- (2) 国と東電は「廃炉完了まで30～40年」という、極めて大雑把な数字を示すのみです。その方法論の発表はおろか、対象物の特定すら未だに出来ていない状況にあります。「30年ないし40年」という発表自体、いわき市民にとってはまたウソを付かれるのではないかとの思いにならざるを得ません。

3 | 汚染水増加を止められないリスク

- (1) デブリの冷却のために常に注入している冷却水が、建屋の割れ目から流入する地下水と接触することを止めることが出来ず、汚染水が増え続けています。地下水の流入を阻止できる見通しは立っていません。このためトリチウム汚染水がたまり続けています。

地下水を止められないまま海洋放出を始めれば長期間にわたる放出となり、福島漁業などに永続的な打撃になるリスクは大きいのです。

- (2) 事故の翌々年、2013年9月のアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催されたオリンピック招致委員会に於いて、安倍晋三首相は「汚染水はアンダーコントロールされている」と説明しています。汚染水防止の切札として宣伝され、370億余の費用を要して、建設された凍土壁もその効果を発揮していません。安倍首相の言動、これまで発表された防止策への不信感があるので、国から「海洋放出は安全」「御理解いただきたい」と言われて「ハイ、そうですか」と言える、いわき市民はほとんどいません。それは安全神話を信じ込ませられたことに対する強い慚愧の念があるからです。



4 | 施設の劣化によるリスク

1・2号機の排気塔(高さ120m)の66m付近に劣化によって8か所の破断や変形が確認されています。筒身内は放射能汚染が極めて高く、倒壊による危険拡大は計り知れないため解体されることが決まりました。しかし、解体作業はトラブル続きで計画通りに進んでいません。2019年の1月には高さ76mにあった点検用の重さ22kgの足場が落下しており、一層危険性を高めています。



排気塔は、福島第一原発全体の老朽化、劣化の象徴的存在であり、東電もその撤去の必要性を認め、2020年3月末までの解体撤去が決定されました。しかし、解体作業はトラブル続きであり、当初は解体作業は全て遠隔装置で行われる予定でしたが排気筒頂部の切断に失敗し、放置すれば落下の危険を生じたため、作業員のべ11人の「人力」により、切断作業だけは終了せざるを得ませんでした。その結果、排気塔の撤去完了の時期は「延期する」とされたままで、東電自ら早急な撤去の必要性を自認しても、その時期を明示できない状況にあります。原子力規制庁も、この事態に対して「(東電は)反省すべきだ」と苦言を呈しています。

また、2019年12月には3号機の施設の劣化が進み、2031年以降は安全性が担保できないとして原子炉格納容器の耐震補強に乗り出すことが明らかになっています。

5 | 放射性物質の付着のリスク

- (1) 第一原発で行った大型ガレキの撤去作業中に、放射性物質が飛散して20km以上離れた南相馬市内の水田を汚染した可能性があるとして、2014年8月に農林水産省が東電に対して再発防止策を要請しました。

農水省によると、南相馬市の水田から収穫されたコメから基準値を超えるセシウムが検出され、調べたところ出始めた稲穂に放射性物質が付着していたことが判明しました。風向きにより第一原発の周辺の市町村どこでも起こりえるリスクとなっています。

この汚染は、要請の1年前の2013年8月の3号機のカレキ撤去作業が原因でした。農水省は、再発防止策要請の直前の2014年3月には、東電に対し、カレキ撤去に伴う放射性物質の飛散調査を要請していました。東電は翌4月には、前年8月12日と19日の3号機のカレキ撤去に伴う、放射性セシウムが最大で1時間当たり14億～1兆Bq放出され、南相馬市の土壤に沈着した濃度は1㎡あたり400Bqと算出していました。この事実をカレキ撤去については、約1年、セシウムの放出量の算出結果については約4か月、隠蔽し続けていた事になります。国と東電の原子力事故についての隠蔽体質が全く改まっていない事が、ここでも明らかになりました。

- (2) 2019(令和元)年12月6日付朝日新聞によれば、東京オリンピックの聖火リレーの出発点である「Jヴィレッジ」のそばで非常に高い線量が確認されました。

東電の調査によれば、地表付近で毎時70.2 μ Sv、地表から1mの高さで毎時1.79 μ Svという線量でした。これは、除染の目安である毎時0.23 μ Svの約7倍にも相当する高い線量でした。

いわゆるホットスポットが、聖火リレーの出発点というオリンピックの重要なポイントにまで存在しています。

- (3) 以上の事実は、現在も隣接する、いわき市民が何時如何なる場所で高線量の被曝を受けるか全く分からない不安に曝されている事を示しています。



6 | 巨大地震・津波対策に万全を尽くさないリスク

東電は、現在11mの防潮堤建設を進めようとしています。その完成時期は明らかにされていません。仮に完成しても3.11時と同じ高さの津波(15.5m)を防ぐことが出来ないことは、規制委員会も認識しています。再び巨大津波に襲われれば原子炉建屋内にたまっている高濃度汚染水の拡散を招き、また使用済核燃料が爆発等で傷んだ建屋内にあることから放射性物質が拡散する恐れもあります。依然として大きなリスク・不安が残



されています。

いわき市は、30万都市としては原発から最も近くにあり、原発立地町とは日常生活でも密接な交流関係を持ち続けてきました。その結果、この40数年間、「原発は安全」との宣伝がされても相次ぐ事故や不安を感じるような事態を身近に感じてきました。以上のリスク・不安は、全市民に沈殿し、蓄積している問題であり、原発事故の紛れもない被害であります。

7 | 加えて低線量被ばくによるリスクが重なる

低線量被ばくによる間接被害として県民の健康不良、例えば、小中学生の体力テストで福島の中学2年生(事故発生の年に小学校に入学)の男女とも全国平均より低いことが判明しています(2018年12月20日、スポーツ庁発表「全国体力テスト」)。

市内が広く汚染されたため、いわき市民は自然との触れ合いが少なくなり、豊かな自然を活用できず、満喫できず、自らを律する生活を余儀なくされています。

いわき市の災害対策本部週報によれば、避難を続ける人も、2019年12月時点で①住民票を移転しないで市

外での避難生活を継続している人の数は593名。②いわき市との関係維持を希望しながらも住民票を移動して市外に避難している人は2,190人を数えます。いわき市が発足してから53年の中でもっとも異常な事態となっています。

そして多くの市民に共通していることは、被ばく線量にかかわらず将来の健康に不安を持っていることがあります。加えて18才未満の甲状腺検査では例えば、一次検査(2012年～2013年実施)によるいわき市での受診者のうち54.9%に当たる2万7,146人がA2判定となっています。A2判定とはのう胞20mm以下、結節(しこり)5mm以下であり、二次検査必要なしの判定です。二次検査不要といわれても、のう胞、結節の存在は事実であり、その大きさが小さいから大丈夫といわれても安心には程遠く、市民には他人には語れぬ不安を募らせています。

これらは、「過剰反応である」とか「煽られているからだ」とか「低線量被ばくでは健康問題は起こらないという科学的知識がないからだ」ともいわれることが多いのです。しかし、それは「放射能を外に漏らすなどの事故は絶対起きないから原発は安全だ」としてきたことが、今回の事故により全面的に覆ったこと、即ち「そのように煽ってきた」ことへの裏返しに関係にあることをまず反省しなければなりません。その真摯な反省がないことに、私は強い怒りを覚えます。





国と東電の悪質性を断罪してこそ 被害に苦しむ人々に応える道

1 | 国の体質

象徴的な事を申し上げたい。先の責任論で取り上げた東電の29件にわたる事故隠し・データ改ざんの時に、以下のようなことがわかっています。

- (1) 原子力安全保安院に事故隠し、データ改ざんを申告したのはGEI社の米国籍の技術者でありましたが、保安院はともあろうことか、東電にその申告書の名前を教えていました。
- (2) 29件全部が申告があって分かったものであり、国の審査体制、能力は約40年に亘り存在してきた事故隠し、データ改ざん29件のうち1件たりとも見抜くことが出来ませんでした。このことについての反省の言葉は聞かれませんでした。
- (3) 原子力安全・保安院が東電から提出された「定期安全レビュー」をことごとく「妥当なもの」と評価していたことが発覚しました。国は、福島第一原発の5基、第二原発の3基、柏崎刈羽原発の1基の合計9

基の「定期安全レビュー」を「妥当なもの」と評価していた事について何らの反省も、再発防止策も立てないまま、黙って撤回して終わりにしました。

当時の福島県知事が「国と東電は同じ穴のムジナ」と言ったのも無理のないものでした。

同じことは、やはり先に上げた1992年に原子力安全委員会が出した「シビアアクシデント対策についてのマネージメント」の文書も3.11後なんらの反省の言葉もなく黙って撤回して終わりにしています。

私たちが長い期間、国と交渉や意見交換を繰り返してきましたが、3.11直後のほんの短い期間を除いて、原発関係の国の担当者から「反省」の言葉を聞いたことはありません。



2 | 東電「廃炉資料館」の「反省と教訓」の内容について

東電が富岡町のメインストリートに開設した「廃炉資料館」の「反省と教訓」のコーナーで語られていることを知るにつれて、この法廷での東電の対応は何だったのかと体が震えるほどの怒りが深まるばかりです。

例えば、同コーナーでは

「あってはならない燃料の溶融や水素爆発を複数のプラントで発生させました。私たちが思い込んでいた安全とは、実に私たち東京電力のおごりと過信に過ぎなかったことをまざまざと思い知らされました」と言っています。

更に、「震災前にマグニチュード9の巨大地震が起こることも、史上最大級の大きな地震が起こることも、敷地高を上回る15mの大津波が起こることも、差し迫った重大な危機とは意識して捕らえませんでした」と続けます。

「しかしながら、これだけの大事故を起こしてしまった今、厳しい目で振り返って見ると、津波に対して有効な対策を検討する機会がありました」と言い、一つ目は、2002年に国の地震調査研究推進本部が「三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いのどこでも大地震が発生する可能性がある」と見解を発表したとき。二つ目は、2004年スマトラ島沖地震で巨大津波が現実には発生したとき。三つ目は、海外での津波が原子力発電所に浸水した被害事例を踏まえた政府主導の勉強会が開催されたとき。四つ目に2008年、津波波源を福島沖に於いて計算を行い、「最大で15.7mの津波との結果が出たとき」と言っています。

「過酷事故が発生する可能性は小さいと思い込んでいました。その結果、海外で発生していた洪水で電源喪失に陥った事例や送電線事故による電源を喪失した事例、津波による海水ポンプの機能喪失事例など、今回の事故の予兆となる海外の情報を知りながら、これも私たちにも起こり得ると考え、対応を取ることを考えませんでした」

また一方では、

「過酷事故対策の必要性を認めることで、現状の原子力発電所が十分に安全である事を証明するこ



とが困難になるのではないかと考えてしまいました」とも言い、

「社会に対する対話力も不足していました。『原子力発電所の安全は確保されている』と説明してきた言葉で更なる安全対策の追加は『現状の安全水準では十分でない』と受け止められてしまうのではないかと恐れ、積極的なリスクを訴えることをためらいました」とも言っています。



この法廷で、主張してきたことは天地の違いがあると断ぜざるを得ません。

廃炉資料館での反省の最後は、「今回の事故を天災と片付けてはならないと考えています。人智の限りを尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を、防ぐことが出来ませんでした。この事実正面から向き合い、私たち東京電力は真に反省いたします」と言っています。

以上のような同コーナーでの説明を聞き展示物を見た見学者は、東電は「反省しているし、責任を認めている」ととらえるでしょう。ところが、東電はこの法廷でただの一度も反省の言葉を述べていません。責任は全く認めず、民法709条の不法行為に至っては断固否定の態度をとり続けてきました。被害をもたらしたことに「すまなかった」の一言もない。私は許すことが出来ません。

この二枚舌はいったい何なのか。7年間続けてきたこの法廷は何だったのかと言わざるを得ません。事故前の金に糸目をつけない安全神話を構築しながらも、実は「津波に対して有効な対策を検討する機会は4回あった」と今になって告白する体質を、事故以前から東電は有していたと指摘せざるを得ません。即ち事故前からも有していた二枚舌体質が事故後も全く変わっていないのではないですか。怒りがこみ上げてきます。東電が、この二枚舌体質を正面から見つめ、その悪質性を真に克服出来ないならば、「原発大事故、次も日本」です。何度も何度も大事故を起すなど言い続け、提案してきたのに防げなかった。慚愧に堪えません。何としても福島原発事故の取り返しの出来ない被害を絶対繰り返してはなりません。

判決で加害責任を断罪してください。正義あふれる判決を心から願います。

vi 付属資料

福島原発事故被害補償法(案)

I | 目的

- (1) 東京電力原発事故によってもたらされる心身すべての健康被害を防止し、健全な成長、発達を維持する。とりわけ成長期にある世代の健康維持、また妊婦、および妊娠可能性のある女性の心身の健康維持を最大限重視する。そのために必要な健康管理と疾病予防、最適な治療をうけることができるよう適切な支援を行う。
- (2) すべての人の心身の健全な成長、発達は、安心、安全な生活と人間の尊厳の保障が土台となるものであり、原発事故によってもたらされた安心、安全な生活の破壊、人間の尊厳の侵害に対して、その克服のために適切な支援を行う。
- (3) 自然放射線レベルを超える放射能汚染をすみやかに低減させる努力を行い、また将来においても自然放射線レベルを超える人工放射線による環境汚染を防止するための支援を行う。

II | 国・東京電力の責務

国と東京電力は、原子力政策を推進してきたことに伴う政治的・社会的責任を負っていることはもとより、過酷な原発事故を防止し得なかった法的責任があることに鑑み、前項の目的を実現するために求められる被害者支援策を総合的に策定し、実施する責務を負う。

III | 具体的施策

(1) 環境汚染対策

- ① 原発事故に係わる放射性物質による全県、および、放射能汚染された地域の当該放射性物質の種類ごと

にきめ細かい汚染データを継続的に実施・把握し、住民がアクセス可能な情報開示システムを確立する。

- ② 住民がみずから食品の安全を確認できるために、住民がアクセス可能な無料の検査体制を確立する。
- ③ 放射性物質により汚染された土壌等の除染措置を継続的に実施するとともに、除染などにもなう放射能汚染物質の処理、貯蔵、管理に関し、住民の被曝を回避するために継続的な体制を確立する。

(2) 健康管理

- ① 子どもたちが放射能の心配をしないで遊べる環境(施設)づくり、また求めに応じ放射能汚染地区を一定期間離れて過ごせる体制を各支援する。
- ② 妊婦が心身とも安心して出産に備えるための特別な、総合的な支援体制を確立する。
- ③ すべての原発事故被害者について、求めに応じ内部被曝検査を含む検診、必要に応じて精密検査等に対して、生涯にわたって支援を行う。原発事故被害者が医療(東京電力原発事故に係る放射線による被曝に起因しないことが明らかな負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう)を受けたときは、その負担すべき費用について支援を行う。
- ④ 原発事故の被害者には求めに応じ、総合的な健康相談を受けるための継続的体制を確立する。
- ⑤ 原発事故の被害者にはもとめに応じ、「健康管理手帳」を交付し、みずからの被曝実態および健康状態の正確な情報を把握できるよう支援する。

(3) 啓蒙、教育

- ① 放射能汚染から生活と健康をまもるために、放射線、とりわけ原発事故に伴って生じる人工放射線に関連する学校教育、社会人教育を重視し、そのための支援を行う。
- ② 内部被曝、外部被曝の克服のために、食材の調理法、栄養学、運動と生活習慣の改善等を通じての健康維持を重視し、そのための学校教育、社会人教育を支援する。

(4) 子育て支援の体制

原発事故被災が子どもの健全な生育に看過しがたい制約あるいは困難をもたらしている状況を踏まえ、「子ども健康手当金」の支給等健全な成長発達に必要な総合的支援体制を確立する。

(5) 被災者支援の体制

原発事故被害者(子どもを除く)が安全・安心な生活を過ごすうえで看過しがたい制約あるいは困難を強いられている状況を踏まえ、「健康手当金」の支給等人らしく生きるうえで必要な総合的支援体制を確立する。

核汚染

